

令和2年度指導監査実施方針及び重点事項について

1 指導監査実施方針

株式会社やNPO法人など多様な供給主体による福祉サービスへの参入が拡大している中で、社会福祉法人には事業に係るサービスの供給確保の中心的役割を果たすと同時に、他の事業主体では対応できない様々な福祉サービスを充足することによる地域社会への貢献が求められています。

社会福祉法の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、積極的な情報公開等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施します。

なお、運営上の課題等を抱えている法人や設立後3年程度の新設法人においては前年度に引き続いて指導監査を実施します。

また、指導監査を実施するにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意し、密集・密閉・密室の環境にならないよう、監査の要点を絞り、短時間で出来るよう努めます。

(1) 一般指導監査（定期指導監査）

社会福祉法に基づき、原則3年に1回の実地監査とします。

(2) 臨時指導監査

調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(3) 特別指導監査

利用者に対する権利侵害が認められる場合や、法令・基準・定款等に著しい違反が認められるなど運営等に重大な問題を有する法人に対して、特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

法人等における利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取組み、社会福祉法に基づく法人運営体制等を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 人権侵害等の防止に向けた取組み

- ・虐待防止に係る具体的かつ効果的な取組み（定期的な自己点検、組織的な支援体制、研修の実施など）が行われているか。
- ・苦情解決体制の充実と徹底、第三者委員の積極的な活用がなされているか。
- ・事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への積極的な取組みが行われているか。

(2) 適正な法人運営

- ・評議員・役員の選任手続は適切か。
- ・評議員会・理事会で必要な決議（承認）事項が決議（承認）されているか。
- ・監事は、法人の業務監督及び会計監査、理事会への出席等、職務を適正に行っているか。
- ・情報の開示は適正に行われているか。
- ・基本財産の処分、貸与又は担保提供に関する手続きは適正か。
- ・評議員数の経過措置を適用している法人においては、評議員の増員に向けて準備を進めているか。
- ・評議員会及び理事会の議事録は法令に基づき適正に作成され、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- ・議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

- ・社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
- ・定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

(3) 会計処理の適正化

- ・社会福祉法及び関係法令に基づき、規程類を整備し、計算書類等及び財産目録を適正に作成・保存しているか。
- ・不正経理防止のための内部牽制の確立（理事長による会計責任者、出納職員の任命等）等、適正な経理事務を行っているか。
- ・経理規程に基づき、会計帳簿等を適正に整備・保存しているか。
- ・現金等の管理が適正に行われているか。
- ・国庫補助金等特別積立金の処理が適正に行われているか。
- ・契約手続（入札・見積合せ等）は適正に行われ、契約書等は作成されているか。
- ・定款細則等で定める理事長専決事項の範囲を超える金額における契約の締結について、理事会の議決を経ているか。
- ・寄附金品の受入れにあたっては、経理規程等に基づいた適正な手続を行っているか。
- ・借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。